

**電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第9回）  
事業者ヒアリング**

**NTT東日本・NTT西日本  
2022年9月16日**

# ヒアリング事項

## 1. 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化

【卸契約であることを特定した契約】

- ①提供先が番号認定を受けていることの確認
- ②提供先が番号使用条件を遵守することの合意

【卸契約であることを特定しない契約】

- ③提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請

## 2. 自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であることの利用者への注意喚起方法

## 3. 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度

## 4. 既存契約に対する対応

1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化

【卸契約であることを特定した契約】

- ① 提供先が番号認定を受けていることの確認
- ② 提供先が番号使用条件を遵守することの合意

【卸契約であることを特定しない契約】

- ③ 提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請

1) - 1 ①～③について、現時点で、どのような対応を行うことを想定しているか。

【NTT東西回答】

- 「卸契約であることを特定した契約」の場合は、特定卸役務の提供先である光コラボレーションモデル事業者向けのポータルサイト等、  
「卸契約であることを特定しない契約」の場合は、当社公式ホームページ等において、①～③の対応が必要であることの周知を考えています。
- 加えて、「卸契約であることを特定した契約」の場合は、光コラボレーションモデルに関する契約締結時に、  
①について、電気通信番号認定に関するルールを明記したマニュアルを配布し、説明、  
②について、電気通信事業法等を遵守することを明記した契約書を締結することで対応する考えです。  
(既存契約への対応は、ヒアリング事項4点目にて後述)

1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化

【卸契約であることを特定した契約】

- ① 提供先が番号認定を受けていることの確認
- ② 提供先が番号使用条件を遵守することの合意

【卸契約であることを特定しない契約】

- ③ 提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請

1) - 2 上記の対応について、契約書（または契約約款）の条項の追加または契約に紐付く書類の追加による対応ではない場合、どういった理由に基づくものか。

【NTT東西回答】

- 「卸契約であることを特定した契約」の場合は、現状においても、光コラボレーションモデルに関する契約書に、電気通信事業者として電気通信事業法、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン等の電気通信事業に係る法令及びガイドラインの遵守を提供条件として規定しており、今後も本対応を継続する考えです。
- 「卸契約であることを特定しない契約」の場合は、以下の理由から、契約約款への規定追加ではなく、当社公式ホームページ等での注意喚起が適当であると考えます。
  - 利用者の利用用途は、あくまで利用者からの「自己申告」となるため、仮に悪意ある利用者が虚偽の申告をした場合や、善意の利用者が用途の申告を漏らした場合であっても、提供事業者として判別することができず、実効性を欠くこと
  - 利用者の利用用途（事業の用に供するか）の確認は、電気通信事業法第25条の提供義務に抵触しない規定・運用が必要であること

1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化

【卸契約であることを特定した契約】

- ① 提供先が番号認定を受けていることの確認
- ② 提供先が番号使用条件を遵守することの合意

【卸契約であることを特定しない契約】

- ③ 提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請

1) - 3 契約書（または契約約款）のモデル条項や追加書類の総務省フォーマットの作成の必要性の有無及びその理由について伺いたい。

【NTT東西回答】

- 「卸契約であることを特定しない契約」の場合、1) - 2 にて回答のとおり、当社公式ホームページ等への記載による注意喚起を考えておりますが、仮に、契約約款への規定追加を必要とされるのであれば、提供義務に抵触せず、利用者の利用用途に応じた条件遵守の実効性を担保できるモデル条項について、知見を頂戴できれば幸いです。

## 2) 自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であることの利用者への注意喚起方法

### 2) - 1 効果的な注意喚起方法に関する提案があれば伺いたい。

#### 【NTT東西回答】

- 「卸契約であることを特定しない契約」の場合、利用者に対する「自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であること」の注意喚起は、利用者の利用用途を当社にて判別できないことや、利用用途を限定できない（提供を拒否できない）ことから、徹底することは容易ではないと考えます。
- しかしながら、電話サービスを提供する事業者が統一的に、公式ホームページ等で注意喚起を行うことにより、利用者の視認性を高め、抑止力を働かせることに繋がるものと考えます。
- 加えて、総務省様や警察庁様のホームページ等における注意喚起も効果があると考えます。

### 2) - 2 注意喚起に関して、各社統一的な対応を行うことについて意見があれば伺いたい。

#### 【NTT東西回答】

- 2) - 1 にて回答のとおり、「卸契約であることを特定しない契約」に基づく利用者に対して、提供事業者として提供拒否等の強制力を働かせることが困難であることから、業界として統一的に注意喚起を行うことが有効であると考えます。

### 3) 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度

- 3) - 1 認定者リスト公表にあたり、今回の改正で報告規則に記載している、
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
  - ・当該電気通信事業者の法人番号
  - ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
  - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。）の種別
- に加えて、公表すべき事項があれば理由（特に不正利用防止の観点）とともに伺いたい。

#### 【NTT東西回答】

- 特にございません。

- 3) - 2 認定者リストについては提供先への確認の際への照合で使うことが想定されるが、どの程度での頻度の更新が望ましいと考えられるか。

#### 【NTT東西回答】

- 新たな「卸契約であることを特定した契約」の締結は、日々発生しうることから、電気通信番号使用計画の認定リストは、認定次第速やかに公表され、提供元事業者が提供先事業者の認定状況をタイムリーに確認できることが望ましいと考えます。

#### 4) 既存契約に対する対応

#### 4) - 1 連絡会で示した「既存契約に対する提供ルールの適用の基本的な考え方（案）」について、意見があれば伺いたい。

##### 【NTT東西回答】

- (1)電気通信番号計画の変更が施行され、認定事業者リストが公表された以降で、「卸契約であることを特定した契約」の既契約者である光コラボレーションモデル事業者様の認定状況を確認することを検討しております。
- (2)現行の光コラボレーションモデルに関する契約書においても、電気通信事業者として、電気通信事業法、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン等の電気通信事業に係る法令及びガイドラインの遵守を提供条件として規定しておりますが、電気通信番号認定に関するルールの変更を明記したマニュアルを配布する考えです。
- (3)「卸契約であることを特定しない契約」の場合、公式ホームページ等で注意喚起を行う考えです。
- (4)「卸契約であることを特定しない契約」の場合、公式ホームページ等で注意喚起を行う考えです。
- (5)現行の光コラボレーションモデルに関する契約書に基づく提供先事業者についても、必要な連絡体制は構築しております。

- (1) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する**卸電気通信役務の提供に当たっては**、当該他の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。  
→ 適用される。
- (2) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する**契約を締結するに際しては**、当該契約に関する書面(電磁的記録を含む。(3)において同じ。)において、当該他の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件(この5に掲げるものを含む。(3)において同じ。)を遵守することについて合意すること。  
→ 新たな契約締結時に加えて、既存契約の更新や変更といった時にも適用される。
- (3) 利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供に関する**契約**(当該契約に関する書面において卸電気通信役務の提供であることを特定するものを除く。)**を締結するに際しては**、当該契約に関する書面において、当該契約の相手方である利用者に対して、当該利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合における当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めること。  
→ 新たな契約締結時に加えて、既存契約の更新や変更といった時にも適用される。
- (4) 他の電気通信事業者から利用者設備識別番号を使用する**電気通信役務の提供を受けるに際しては**、特別の事情がない限り、当該提供を受ける者は、当該他の電気通信事業者に対して、当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び自らが電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることを申し出ること。  
→ 適用される。
- (5) 利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を**締結した場合は**、当該契約の相手方との間において、卸元事業者の電気通信番号の管理に資するために、必要な連絡体制の構築を図ること。  
→ 適用される。